

すこやかな毎日、
ゆたかな人生



証券コード 2206

第 121 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 | 2026年 3月24日（火曜日）午前10時

開催場所 | 大阪市北区梅田一丁目13番1号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス 11階
梅田サウスホール

※裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

インターネット等及び書面（郵送）による議決権行使期限
2026年 3月23日（月曜日）午後5時まで

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/2206/>



株 主 各 位

(証券コード 2206)
(発信日) 2026年3月6日
(電子提供措置の開始日) 2026年2月27日

大阪市西淀川区歌島四丁目6番5号

江崎グリコ株式会社

取締役会長 江崎 勝久

第121回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第121回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<https://www.glico.com/jp/company/ir/stock/meeting/>



<https://d.sokai.jp/2206/teiiji/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「江崎グリコ」又は当社証券コード「2206」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、後記の「議決権行使についてのご案内」に従って2026年3月23日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区梅田一丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス11階 梅田サウスホール
※裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3. 目的事項
- | | |
|------|--|
| 報告事項 | 1. 第121期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第121期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | <会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>
第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件
第4号議案 当社取締役に対する事後交付型譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件

<株主提案（第5号議案から第8号議案まで）>
第5号議案 取締役2名選任の件
第6号議案 自己株式取得の件
第7号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件
第8号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する定款変更の件 |
- 株主提案（第5号議案から第8号議案まで）に係る議案の要領は、「株主総会参考書類」（19ページから29ページまで）に記載のとおりであります。
4. 議決権行使のお取り扱い
- (1) インターネット等と書面（郵送）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
 - (2) インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
 - (3) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案に「賛」、株主提案に「否」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
- ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- なお、上記①及び②は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めとさせていただいております。
- 何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会運営に変更が生じた場合は、下記インターネット上の当社ウェブサイトにおいて掲載することにより、お知らせいたします。
- <https://www.glico.com/jp/company/ir/stock/meeting/>
- ◎本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。
「株主総会参考書類」をご検討のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

**2026年3月24日（火曜日）
午前10時**



インターネット等で 議決権を行使される場合

スマートフォン、パソコン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

行使期限

**2026年3月23日（月曜日）
午後5時入力分まで**



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。なお、賛否の表示がない場合は、会社提案に「賛」、株主提案に「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

**2026年3月23日（月曜日）
午後5時到着分まで**

◎議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
◎パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

会社提案・当社取締役会の意見に賛成いただける場合					当社取締役会の意見に反対される場合				
会 社 提 案					株 主 提 案				
第1号 議案	（下の候補 者を除く）	第2号 議案	第3号 議案	第4号 議案	第5号 議案	（下の候補 者を除く）	第6号 議案	第7号 議案	第8号 議案
賛		賛	賛	賛	賛		賛	賛	賛
否		否	否	否	否		否	否	否

次頁のインターネット等により議決権を行使いただく場合につきましても、上記の記入例を参照の上、賛否をご入力ください。

※各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案に「賛」、株主提案に「否」の意思表示があったものとして取り扱いいたします。

《会社提案（第1号議案から第4号議案まで）》

第1号議案 | 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名			性別	現在の地位及び担当	2025年度の 取締役会出席状況
1	えざき 江崎	かつひさ 勝久	再任	男性	代表取締役会長	16回／16回
2	えざき 江崎	えつろう 悦朗	再任	男性	代表取締役社長	16回／16回
3	くりき 栗木	たかし 隆	再任	男性	取締役、研究フェロー、グリコ栄養食品株式会社 代表取締役	16回／16回
4	ほんざわ 本澤	ゆたか 豊	再任	男性	取締役、コーポレートガバナンス担当、グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 取締役	16回／16回
5	おおいし 大石	かのこ 佳能子	再任	女性	取締役	16回／16回
6	はら 原	じょうじ 丈人	再任	男性	取締役	16回／16回
7	たきぐち 滝口	ひろこ 広子	再任	女性	取締役	12回／12回
8	むとう 武藤	はなこ 華子	再任	女性	取締役	12回／12回

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立役員 独立役員候補者

候補者
番号

1

え ざ き か つ ひ さ

江崎

勝久

(1941年8月27日生)

再任

所有する当社株式の数

260,533株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1966年 6月 当社入社

1972年11月 同 取締役秘書室長

1973年11月 同 代表取締役副社長

1982年 6月 同 代表取締役社長

2022年 3月 同 代表取締役会長、現在に至る

取締役候補者とした理由

江崎勝久氏は、1982年6月に代表取締役役に就任して以来、当社グループの事業拡大、グローバル化、構造改革等を推進してまいりました。また、長期計画を策定し、事業の強化・拡大に努めております。今後も、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

え ざ き え っ ろ う

江崎

悦朗

(1972年10月31日生)

再任

所有する当社株式の数

32,891株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年 4月 当社入社

2008年 6月 同 取締役執行役員コミュニケーション本部長兼事業統括本部副本部長

2010年 4月 同 取締役常務執行役員コミュニケーション本部長兼事業統括本部副本部長兼マーケティング部長

2012年 4月 同 取締役専務執行役員マーケティング本部長兼マーケティング部長、広報担当

2016年 6月 同 代表取締役専務執行役員マーケティング本部長、広報・情報システム担当

2017年 4月 同 代表取締役専務執行役員マーケティング本部長、海外事業、広報・情報システム担当

2017年10月 同 代表取締役専務執行役員経営企画本部長、グローバルマーケティング、海外事業、情報システム担当、Glico Asia Pacific Pte. Ltd. CEO

2018年10月 同 代表取締役専務執行役員経営企画本部長兼経営企画部長、グローバルマーケティング、海外事業、情報システム担当、Glico Asia Pacific Pte. Ltd. CEO

2022年 1月 同 代表取締役専務執行役員経営企画本部長兼経営企画部長、グローバルマーケティング、海外事業、情報システム、サステナビリティ、人事担当、Glico Asia Pacific Pte. Ltd. CEO

2022年 3月 同 代表取締役社長、現在に至る

取締役候補者とした理由

江崎悦朗氏は、当社入社以来、広告・開発業務に携わり、2008年6月に取締役に就任し、その後も情報システム、経営企画部門や海外部門の総責任者等を務めるなど幅広い分野の経験を積み重ね、現在は代表取締役社長を務めております。今後も、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

くりき
栗木

たかし
隆

(1957年11月13日生)

再任

所有する当社株式の数

14,536株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3月 当社入社

2006年 6月 同 取締役生物化学研究所長

2008年 6月 同 取締役常務執行役員研究本部長兼生物化学研究所長兼新素材営業グループ長

2015年 7月 同 取締役常務執行役員、研究部門統括健康科学研究所長

2018年 4月 同 取締役常務執行役員、健康科学研究所長

2021年 1月 同 取締役、研究フェロー、現在に至る

取締役候補者とした理由

栗木隆氏は、当社入社以来、研究関連業務に携わり、2006年6月に取締役に就任後も研究部門を統括しております。今後も、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

ほんざわ
本澤

ゆたか
豊

(1960年3月5日生)

再任

所有する当社株式の数

3,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 ソニー株式会社（現 ソニーグループ株式会社）入社

2008年 8月 同 連結経理部統括部長

2010年 4月 同 経営管理部ジェネラルマネージャー

2012年12月 国際会計基準審議会(IASB)・世界作成者フォーラム(GPF)日本代表委員

2015年 1月 ソニー株式会社（現 ソニーグループ株式会社）北米エレクトロニクス事業会社 CFO

2018年 9月 同 米国統括会社 Senior Vice President (CFO)

2020年 3月 当社 取締役、コーポレートガバナンス担当、現在に至る

2020年 6月 SREホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）

取締役候補者とした理由

本澤豊氏は、グローバル企業での長年にわたる経理・財務領域の経験や、国際会計基準に関する深い見識を有しているほか、コーポレートガバナンス経営並びに組織経営に関する見識と実務実績があることから、今後も、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

おおいし か の こ

大石 佳能子 (1961年3月24日生)

再任

社外

独立
役員

所有する当社株式の数

0株

取締役会の出席状況

100%

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 日本生命保険相互会社入社
1988年11月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社
1993年 1月 同 パートナー
1997年 7月 同 顧問
2000年 6月 株式会社メディヴァ設立
同 代表取締役、現在に至る
2000年 7月 株式会社西南メディヴァ（現 株式会社シーズ・ワン）設立
同 代表取締役、現在に至る
2004年 8月 医療法人社団プラタナス設立
同 総事務長、現在に至る
2015年 6月 参天製薬株式会社 社外取締役
2015年 6月 当社 社外取締役、現在に至る
2016年 3月 株式会社資生堂 社外取締役、現在に至る

〔重要な兼職の状況〕

- ・株式会社メディヴァ 代表取締役
- ・株式会社シーズ・ワン 代表取締役
- ・株式会社資生堂 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び 期待される役割の概要

大石佳能子氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、独立した立場から経営全般に助言をいただけることを期待しており、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

はら
原

じょうじ
丈人

(1952年10月10日生)

再任

社外

所有する当社株式の数

2,158株

取締役会の出席状況

100%

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 6月 デフタ パートナーズ グループ会長、現在に至る
1985年 4月 アライアンス・フォーラム財団 会長・代表理事、現在に至る
2006年 10月 財務省 参与
2007年 1月 国際連合 政府間機関特命全権大使
2009年 9月 ザンビア共和国 大統領顧問
2013年 4月 経済財政諮問会議専門調査会 会長代理
2013年 8月 内閣府 本府参与
2015年 6月 ニッコー株式会社 社外取締役、現在に至る
2019年 2月 当社 顧問
2019年 6月 同 社外取締役、現在に至る
2020年 7月 法務省 危機管理会議 委員
2020年 9月 同 危機管理会社法制会議 議長
2021年 3月 株式会社バックス・バイオイノベーション 取締役会長、現在に至る
2021年 12月 香港中文大学医学部 栄誉教授、現在に至る
2022年 7月 大阪公立大学医学部 特別客員教授、現在に至る
2023年 10月 香港理工大学工学部 栄誉教授、現在に至る
2024年 4月 大阪大学医学部 招聘教授、現在に至る
2025年 8月 GLOBAL ESG LEADERSHIP ORGANIZATION 名誉会長、現在に至る

[重要な兼職の状況]

- ・デフタ パートナーズ グループ会長
- ・株式会社バックス・バイオイノベーション 取締役会長
- ・アライアンス・フォーラム財団 会長・代表理事
- ・ニッコー株式会社 社外取締役
- ・香港中文大学医学部 栄誉教授
- ・大阪公立大学医学部 特別客員教授
- ・香港理工大学工学部 栄誉教授
- ・大阪大学医学部 招聘教授
- ・GLOBAL ESG LEADERSHIP ORGANIZATION 名誉会長

社外取締役候補者とした理由及び 期待される役割の概要

原丈人氏は、企業経営及び政府機関における豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、経営全般に助言をいただくことを期待しており、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

たきぐち

ひろこ

滝口

広子

(1963年12月24日生)

再任

社外

独立
役員

所有する当社株式の数

0株

取締役会の出席状況

100%

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4月 弁護士会登録（大阪弁護士会）
北浜法律事務所（現 北浜法律事務所・外国法共同事業）入所

2003年 1月 同 パートナー、現在に至る

2005年 5月 株式会社メディカルー光（現 株式会社メディカルー光グループ）社外取締役

2018年 4月 大阪大学大学院高等司法研究科 特任教授

2020年 9月 京都工芸繊維大学 監事

2021年 4月 大阪弁護士会 副会長

2022年 3月 株式会社千趣会 社外監査役、現在に至る

2022年 6月 三ツ星ベルト株式会社 社外監査役、現在に至る

2025年 3月 当社 社外取締役、現在に至る

[重要な兼職の状況]

- ・北浜法律事務所・外国法共同事業 パートナー
- ・株式会社千趣会 社外監査役
- ・三ツ星ベルト株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

滝口広子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての幅広い知識や豊富な経験をもとに、また、法律の専門家として独立した立場から当社の経営に対する助言をいただけることを期待しており、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8

むとう はなこ
武藤 華子

(1965年4月16日生)

再任

社外

独立
役員

所有する当社株式の数

0株

取締役会の出席状況

100%

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 8月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行
1999年10月 ソニー株式会社（現 ソニーグループ株式会社） 入社
2008年 5月 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社（現 株式会社K J R マネジメント） 入社
2012年 4月 株式会社ネグソン 入社
2013年 5月 マッキンゼー・アンド・カンパニー日本支社 入社
2018年11月 日本エア・リキード株式会社（現 日本エア・リキード合同会社） 入社
2022年 7月 コーン・フェリー・ジャパン株式会社 パートナー
2023年 6月 CYBERDYNE株式会社 社外取締役
2023年12月 株式会社F P G 社外取締役、現在に至る
2025年 3月 当社 社外取締役、現在に至る

[重要な兼職の状況]

・株式会社F P G 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

武藤華子氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、独立した立場から経営全般に助言をいただけることを期待しており、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 原丈人氏は、デフタ パートナーズグループ会長であり、当社はデフタ パートナーズがジェネラルパートナーもしくは無限責任組合員として運営するDEFTA Healthcare Technologies, L.P.に10百万ドル出資し、Coba 1 号投資事業有限責任組合に306百万円出資しております。またDEFTA Healthcare Technologies, L.P.及びCoba 1 号投資事業有限責任組合が出資する株式会社バッカス・パイオインベーションに300百万円を出資しております。
2. 江崎勝久、江崎悦朗、栗木隆、本澤豊、大石佳能子、滝口広子及び武藤華子の7氏の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 大石佳能子、原丈人、滝口広子及び武藤華子の4氏は、社外取締役候補者であります。
4. 大石佳能子氏は、現に当社の社外取締役であります。その就任してからの期間は、本定時株主総会終結の時をもって10年9ヶ月となります。また、金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。
5. 原丈人氏は、現に当社の社外取締役であります。その就任してからの期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年9ヶ月となります。
6. 滝口広子氏は、現に当社の社外取締役であります。その就任してからの期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。また、金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。
7. 武藤華子氏は、現に当社の社外取締役であります。その就任してからの期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。また、金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。
8. 滝口広子氏の戸籍上の氏名は玉泉広子であります。
9. 当社は、大石佳能子、原丈人、滝口広子及び武藤華子の4氏との間で、損害賠償責任の限度額を法令が定める限度額とする責任限定契約を締結しております。また4氏の再選が承認された場合、当社は4氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 当社取締役会のスキル・マトリックス
 第1号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は以下のとおりです。

		取締役							
		江崎勝久	江崎悦朗	栗木隆	本澤豊	大石佳能子	原丈人	滝口広子	武藤華子
専門性	企業経営・経営戦略	○	○	○	○	○	○	○	○
	バリューチェーン*	○	○	○		○			
	IT・デジタル		○		○	○	○		
	海外事業／国際ビジネス	○	○		○	○	○		○
	人事・人材開発		○			○			○
	財務・会計				○				○
	法務・コンプライアンス・リスク管理	○	○	○	○			○	
	その他専門分野		CSR活動		コーポレートガバナンス	健康・医療ビジネス CSR活動	先端技術M&A	企業法務・M&A	広報・IR 資本市場

* バリューチェーンとは、お客様起点での価値創造に関わる、自社の研究・開発・調達・生産・販売など、お客様のお手元に商品（食品、サービス）が届くまでのすべての活動となります。

第2号議案 | 監査役1名選任の件

監査役吉田敏明氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者

よしだとしあき

吉田 敏明

(1949年2月14日生)

再任

所有する当社株式の数

925株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1971年 3月 日本生命保険相互会社入社
- 1993年 3月 同 年金運用部長
- 1999年 7月 同 取締役年金運用副本部長兼AMS推進部長
- 2000年 5月 ニッセイアセットマネジメント株式会社 代表取締役常務取締役
- 2004年 6月 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役副社長
- 2005年 10月 独立行政法人通関情報処理センター 監事
- 2009年 4月 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役副会長
- 2011年 5月 企業活性パートナーズ株式会社 取締役
- 2013年 6月 当社入社 顧問
- 2014年 6月 同 常勤監査役、現在に至る

監査役候補者とした理由

吉田敏明氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、当社監査体制の機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 吉田敏明氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は吉田敏明氏との間で損害賠償責任の限度額を法令が定める限度額とする責任限定契約を締結しております。また、同氏の再選が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 | 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の金銭報酬の額は、2025年3月25日開催の第120回定時株主総会において、「取締役の金銭報酬の額を年額3億9,500万円以内（うち社外取締役分4,000万円以内）」としてご承認いただいております。また、当社の監査役の金銭報酬の額は、2020年3月24日開催の第115回定時株主総会において、「監査役の金銭報酬の額を年額7,000万円以内」としてご承認いただいております。

ガバナンス体制の一層の強化と昨今の経営環境の変化に対応するため、「取締役の金銭報酬の額を年額4億1,500万円以内（うち社外取締役分6,000万円以内）」、「監査役の金銭報酬の額を年額9,000万円以内」に改定することをお願いするものであります。なお、取締役の金銭報酬の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案は、当社の事業規模や現在の取締役会の構成及び報酬体系、今後の経営環境の変化等を総合的に勘案して指名・報酬委員会で審議し、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告2.(3)②「**■**役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役4名）であり、第1号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、取締役の員数（社外取締役含む）に変更はありません。また、現在の監査役は5名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されましても、員数に変更はありません。

第4号議案

当社取締役に対する事後交付型譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の金銭報酬の額は、2025年3月25日開催の第120回定時株主総会において、「取締役の金銭報酬の額を年額3億9,500万円以内（うち社外取締役分4,000万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）」とすることをご承認いただいております。また、金銭報酬とは別枠で2018年6月28日開催の第113回定時株主総会において、「当社取締役（社外取締役を除きます。）及び当社と委任契約を締結している執行役員に支給する譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権の額を年額1億5,000万円以内、株式数の上限は年2万7千株以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）」としてご承認いただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除きます。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下「対象取締役等」といいます。）に対し、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役等と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、「対象取締役等に支給する譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権の額を年額3億円以内、株式数の上限は年6万3千株以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）」に改定することをお願いするものであります。

本提案は、企業価値向上及び株主の皆様との価値共有を推し進めることを目的にしたものであり、現在の取締役会の構成及び報酬体系、今後の経営環境の変化等を総合的に勘案して指名・報酬委員会で審議し、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。また、各対象取締役等への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の意見を踏まえ、当社取締役会において決定することといたします。ただし、本議案に基づく報酬は、社外取締役に対しては、支給しないものといたします。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役4名）ですが、第1号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、取締役の員数に変更はなく、対象は4名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

（1）本制度の概要

本制度は、取締役にあっては職務執行開始日から任期満了まで、当社と委任契約を締結している執行役員にあっては職務執行開始日から当事業年度末まで（以下「対象期間」といいます。）における対象取締役等の貢献度等を総合的に判断の上、当社株式を対象期間終了後に交付する種類の株式報酬制度となります。

具体的には、当社は、本制度に基づき当社株式を付与するに当たり、対象期間終了後に、対象取締役等に対して、当社の取締役会決議に基づき、当社株式の現物出資財産としての金銭報酬債権を支給します。対象取締役等は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことで、当社株式について発行または処分を受けることとなります。

これにより対象取締役等が発行または処分を受ける当社株式の総数は、年6万3千株以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社株式の株式分割（当社株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他本制度により発行または処分をされる当社株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

本制度による当社株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

（２）譲渡制限期間

対象取締役等は、本割当契約により割当を受けた日より３年間から５年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

（３）退任時の取扱い

対象取締役等が譲渡制限期間満了前に当社の取締役及び当社と委任契約を締結している執行役員のいずれの地位をも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役等が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役及び当社と委任契約を締結している執行役員にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役等が、譲渡制限期間中における任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（６）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【対象取締役等に対する報酬の支給条件】

対象取締役等が、対象期間中に正当な理由なく当社の取締役等を退任または退職したこと及び一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要な権利喪失事由（当社の取締役会において定めます。）に該当した場合には、対象取締役等に対して本制度に基づいて金銭報酬債権は支給されず、当社株式も交付されません。

《株主提案（第5号議案から第8号議案まで）》

第5号議案から第8号議案までは、株主様1名からご提案いただいたものです。なお、以下の議案の要領及び提案の理由は、議案ごとに整理し、提案株主様から提出されたものを原文のまま記載しております。

第5号議案 | 取締役2名選任の件

1. 議案の要領

以下の2名を取締役として選任する。

1. James B. Rosenwald III
2. 佐野 順一郎

2. 提案の理由

当社は、2022年3月に新たなパーパス「すこやかな毎日、ゆたかな人生」を掲げて以降、相応の時間が経過しているにもかかわらず、収益性および資本効率の観点から、十分な成果が実現しているとは言い難い状況にあります。栄養菓子事業および海外事業が高い競争力と収益性を示す一方、健康・食品事業および乳業事業では2020年以降、営業利益率の低下が継続し、特に乳業事業は直近2年間にわたり大幅な赤字を計上するなど、ROAも資本コストを大きく下回る水準にとどまっています。また、多額の純財務資産が滞留しROE低迷の一因となっているにもかかわらず、事業ポートフォリオの抜本的見直しや資本効率向上に向けた具体的施策は、依然として十分に示されていない状況にあります。

さらに、ERP基幹システム障害によるチルド製品の出荷停止や、大規模なチョコレート菓子の自主回収といった重大事案が相次いで発生していることは、個別事業にとどまらず、内部統制・リスク管理・品質管理体制、ひいては取締役会の監督機能に関わる構造的課題の存在を示唆するものと考えます。これらの事案に対し、取締役会としていかなる独立性確保のもとで検証および是正に取り組んだのかについては、株主にとって必ずしも十分に明らかとは言えません。

こうした状況を踏まえると、当社は現状維持を継続するのではなく、資本効率および事業ポートフォリオに関する構造的課題に適切に対応し、ROEを持続的に向上させるための体制を再構築することが求められている局面にあると考えます。弊社は、企業価値および株主の共通利益の観点から、自己株式取得や資本政策の抜本的見直しに加え、あらゆる経営戦略オプションについて、予断なく検証し得る体制を整備することが不可欠であると認識しています。こうした重要な意思決定を適切に導くためには、経営陣から独立し、資本市場および投資の視点を共有する外部人材を取締役会に加え、監督機能を一段と強化することが必要不可欠です。

この観点から、弊社は、弊社コンソーシアムから社外取締役2名の選任を提案します。本提案は、大株主としての責任に基づき、資本効率およびガバナンス体制の抜本的強化を図るとともに、経営戦略オプションについて予断なく検証し得る体制の実効性を高めるものであり、中長期的な企業価値の向上という株主共通の利益とも整合するものと考えます。

3. 候補者の氏名、略歴等

1. James B. Rosenwald III (じえーむず びー ろーぜんわると) 1958年1月19日生	
■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1981年	Oliver R. Grace & Family シニア投資アドバイザー、ポートフォリオマネージャー
1984年	Rosenwald Capital Management, Inc.創業、会長兼CEO (現任)
1996年	Beach Front Properties LLC 共同創業、Managing Partner (現任)
1998年	Dalton Investments 共同創業、Chief Investment Officer (現任)
2012年	New York University, Leonard N. Stern School of Business 非常勤教授 (現任)
2019年	Rising Sun Management Ltd.、Chief Investment Officer (現任)
2025年	株式会社ホギメディカル、社外取締役
	<重要な兼職の状況> Dalton Investments, Inc.、Chief Investment Officer Rising Sun Management Ltd.、Chief Investment Officer 株式会社ホギメディカル、社外取締役
■所有する当社の株式の数： 0株	
■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 上記提案理由の通りです。	
■特別利害関係の有無 該当ありません。	

2. 佐野 順一郎（さの じゅんいちろう） 1955年8月19日生	
■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1978年	日興証券株式会社
1999年	日興ソロモン・スミスバーニー証券（現シティグループ証券）、エクイティ本部 営業本部統括マネジング・ダイレクター兼シティ・グループ グローバル・セールス コミティ 日本代表
2006年	ダルトン インベストメンツ株式会社、代表取締役社長、会長
2008年	日本興亜火災海上保険（現SOMPOホールディングス）、社外取締役
2008年	一般社団法人日本取締役協会、幹事 国際部門リエゾン・オフィサー（現任）
2010年	Dalton Investments, Inc.、シニア アドバイザー（現任）
2016年	CARPE VINUM JAPAN 1号ファンド（任意組合）、業務執行代表（現任）
2021年	Hikari Acquisition株式会社、取締役（現任）
	<重要な兼職の状況> Dalton Investments, Inc.、シニア アドバイザー
■所有する当社の株式の数： 0株	
■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 上記提案理由の通りです。	
■特別利害関係の有無 該当ありません。	

（注）

- (1) James B. Rosenwald III氏及び佐野順一郎氏は、社外取締役候補です。
- (2) James B. Rosenwald III氏及び佐野順一郎氏が社外取締役に選任された場合、同氏らとの間で責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。

4. 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案議案に反対いたします。

当社取締役会は、本株主提案について、過半数が独立社外取締役で構成されかつ独立社外取締役が議長を務める指名・報酬委員会における審議及び答申を踏まえ、慎重に検討を行いました。その結果、本株主提案は、以下の理由により当社の中長期的な企業価値の向上及び株主共同の利益の確保の観点から適切ではないと判断し、反対することを決議いたしました。

①当社取締役会は中長期的な企業価値向上の観点から構成していること

当社グループは、企業の存在意義（パーパス：すこやかな毎日、ゆたかな人生）及びありたい姿（ビジョン：人々の良質なくらしのため、高品質な素材を創意工夫することにより、「おいしさと健康」を価値として提供し続ける）の実現に向けた長期経営構想を策定し、その第2ステップとして、2025年2月13日に中期経営計画（2025年度～2027年度）を公表しております。

当該中期経営計画においては、パーパスの実現を通じて、グローバル10億人のウェルビーイングへ貢献することを志向しており、事業戦略、研究戦略、人財戦略及び全体戦略を軸に価値創造の加速を図ることで、ROE目標6～8%の達成を目指しております。加えて、事業別ROICの導入による収益管理に加え、成長投資枠の活用と株主還元を機動的に実施することにより、中長期的な企業価値の向上に向けた取り組みを進めております。

当社における社外取締役候補者の選定にあたっては、これらのパーパス、ビジョン、長期経営構想及び中期経営計画の実現を通じた中長期的な企業価値の向上ならびに株主共同の利益の確保の観点から、社外取締役に求められる資質に加え、取締役会全体のスキルバランスや多様性について、過半数が独立社外取締役で構成されかつ独立社外取締役が議長を務める指名・報酬委員会において慎重な議論を行っております。当社の社外取締役に求められる資質については、専門性や経験として、企業経営・経営戦略、バリューチェーン、IT・デジタル、海外事業・国際ビジネス、人事・人材開発、財務・会計、法務・コンプライアンス・リスク管理、その他専門分野における知見を重視しております。

一方、本提案株主は、当社宛の書簡にて当該株主提案候補者が有する専門性として、「投資・金融、企業経営、資本市場及びコーポレートガバナンス分野での豊富な実務経験」を挙げておりますが、第1号議案「取締役8名選任の件」に記載する会社提案取締役候補者の構成は、スキルバランス及び多様性の観点から適切であると当社取締役会は判断しております。

なお、当社は今後も経営方針や事業環境の変化に応じて、中長期的な企業価値の向上及び株主共同の利益の観点から、指名・報酬委員会における審議を踏まえ、取締役会の構成を検討してまいります。

②一般株主との間で利益相反が生じる懸念があり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を妨げるおそれがあること

当社は、本提案株主とのこれまでの対話及び書簡において、本提案株主から、5年累計で発行済株式総数の4割以上の自己株式取得や、PEファンドと連携した非公開化・MBOの実施など、主に短期的な株価向上を目的とした施策を要求されております。

加えて、本提案株主が提示するMBOスキームにつきましては、今般の書簡及び過去の当社との面談において、折り返し出資に関する言及が確認されております。本提案株主の過去の投資活動等を踏まえると、折り返し出資を前提とした取引を想定している蓋然性は相応に高いことが考えられ、その場合のMBOの条件設定や価格形成の過程において、一般株主との間で重大な利益相反が生じるおそれがあります。

2026年1月27日付けの日経新聞においても、本提案株主の代表者であるローゼンワルド氏による当社の非公開化を目指す発言や、本株主提案候補者の一人であるローゼンワルド氏が社外取締役として就任した株式会社ホギメディカルを引き合いに出し、カーライル・グループの株式公開買い付けにより非公開化した株式会社ホギメディカルと同様に、

当社に対してもPEファンドによる買収の目論みがある旨の発言、加えてPEファンドによる当社の買収を想定した際の出資形態に関する発言等が確認されております。

本株主提案が、本提案株主の関係者を社外取締役候補者とする提案であることに鑑みれば、当該株主提案の目的が、当社を非公開化という特定の選択肢へ誘導することにあるという強い疑念を有しております。

当社取締役会としては、本株主提案が、当社が掲げるパーパス、長期経営構想及び中期経営計画に基づき、中長期的な企業価値の向上を目指す当社の方針とは、異なる時間軸及び前提に立脚している提案と認識しており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがあると考えております。

③本株主提案側候補者の独立性に関する懸念があり、経営監督機能が十分に担保されないおそれがあること

当社は、社外取締役候補者の選任にあたり、過半数が独立社外取締役で構成されかつ独立社外取締役が議長を務める指名・報酬委員会において、前述の中長期的な企業価値向上策との整合性に加え、東京証券取引所が定める独立役員の判断基準等を参照しつつ、実質的な観点から独立性が確保されているかを総合的に判断しております。

本提案株主が提案する社外取締役候補者2名はいずれも、当社の主要株主であるダルトン・インベストメンツ・インク（※発行済株式総数の10.27%を保有）の役職員です。そのため、仮に当該候補者が社外取締役に就任した場合、特定の株主の利益を代表する立場にあることから、当社の一般株主との間で利益相反が生じるおそれがあると認識しております。

社外取締役には、特定の株主や関係者から独立した立場で、経営陣の職務執行を客観的かつ中立的に監督し、企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に資する役割が求められます。しかしながら、上記のとおり本提案株主との密接な関係を有する当該候補者については、これらの役割を果たすうえで必要とされる実質的な独立性が十分に担保されているとは評価しておらず、社外取締役として適切であるとは判断しておりません。

以上の点を総合的に勘案すると、上記のような要求を行う本提案株主の提案する社外取締役候補者は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を損なう懸念があると認識しており、当社取締役会としては、当社の社外取締役として適切ではないと判断しております。

よって、当社取締役会は、本株主提案議案に反対いたします。

※2025年8月22日付けの変更報告書より記載

第6号議案 | 自己株式取得の件

1. 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数6,360,000株、取得価額の総額35,000,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

2. 提案の理由

当社は新中期経営計画においてROE6～8%の達成を目標として掲げていますが、当社の過去5年間の平均ROEは4%台にとどまっています。追加的価値をほとんど創出しない過大な現金資産の保有はROE低下の明確な要因の一つです。当社は2025年9月末時点で現金及び預金と投資有価証券の合計額から借入金を差し引いた金額である純財務資産を1,067億円保有しており、これは同時点の時価総額の約33%に相当します。必要資金を超えた現金資産の積み上げは資本効率の低下および企業価値の段損につながります。ROEを向上させバランスシートの効率化を図るためには、継続的な利益成長に加え、株主還元をさらに拡充し資本効率を改善する施策が不可欠です。割安な状態での自己株式取得は、一株当たり利益および一株当たり純資産の向上を通じた企業価値の増大に加え、発行済株式総数の減少を通じて将来的な配当負担を軽減する効果があります。これは、短期的な株価対策ではなく、中長期的な企業価値向上に資する施策です。

弊社の提案による350億円を限度とする自己株式取得は当期純利益の規模を超えるものとなりますが、当社は純財務資産1,067億円を保有しており、今後創出する営業キャッシュ・フローを勘案すれば、新中期経営計画における「通常投資」および「成長投資」、さらには不測の事態に備えるための必要資金を十分に確保することが可能です。そのため、当社の成長投資、事業運営資金、株主還元のバランスが損なわれることはありません。

以上より、株主還元の拡充および資本効率の向上を通じた中長期的な企業価値向上を目的として、当社は発行済株式総数（自己株式を除く）の約10%を自己株式として取得する施策を採用すべきであると考えます。

3. 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案議案に反対いたします。

当社は2025年2月13日に公表した中期経営計画（2025年度～2027年度）において、海外を中心とした成長投資の加速と、安定的かつ継続的な株主還元の両立を掲げ、成長投資・通常投資・株主還元に対する資金配分を総合的に設計しております。

具体的には、手元資金及び中期経営計画期間中に創出される営業キャッシュ・フローを原資として、事業継続に必要な通常投資、海外生産能力増強等を含む中長期的な成長投資、配当性向45%以上の株主還元を主軸とし、中長期的な企業価値の向上と株主共同の利益の確保を目的としたバランスの取れた資本政策を計画しております。

今般、当社は、2025年度におけるチョコレート製品回収等による業績への影響や、これまでのIR/SR活動を通じた機関投資家との対話に鑑み、検討を重ねた結果、今後の中期経営計画の遂行及び資本効率向上の観点から株主還元を強化するべく、2026年2月13日に開示いたしました『自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ』のとおり、

2026年度において当初の株主還元の計画に加えて250億円（上限）の自己株式の取得を決定いたしました。

なお、これまでの株主還元実績は下表のとおりであり、2025年度については1株当たり年間配当金95円（連結配当性向120.1%）としております。

一方で、本提案株主から受領した書簡には、当社への要請として「今後5年間にわたり、毎年最低でも発行済株式総数の10%の自己株式取得を公約すること。」と記載されており、5年間の累計では発行済株式総数の4割以上の自己株式取得を求める内容となっております。本株主提案はその一環として、本定時株主総会終結後1年以内に、最大6,360,000株、取得価額の総額350億円を上限とする自己株式取得を求めるものであり、短期的な視点に立脚しているものと考えざるを得ません。

このような議案が可決されれば、「成長投資」「事業運営資金」「株主還元」のバランスが大きく損なわれ、当社の中長期的な企業価値の向上及び株主共同の利益を毀損するおそれがあると考えられます。

よって、当社取締役会は、本株主提案議案に反対いたします。

（参考）過去6年間の株主還元実績及び当年度の予定

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (予定)
1株当たり 年間配当金	65円	70円	80円	80円	90円	95円	95円
自己株式 取得実施額	—	—	49.9億円	—	—	—	250億円 (上限)

第7号議案 | 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

1. 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2020年3月24日開催の定時株主総会において年額390百万円以内（うち、社外取締役年額35百万円以内）とすること、これとは別枠で、2018年6月28日開催の定時株主総会において、株式報酬の額として年額150百万円以内、株式数の上限を年27,000株以内（社外取締役は付与対象外。当社と委任契約を締結している執行役員への報酬を含む）とすることが承認されているが、今般、譲渡制限付株式報酬制度の対象となる当社の取締役と執行役員に対し、年額390百万円以内、付与株式数の上限72,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。

具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、ROEとTSR（株主総利回り）を含む業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

2. 提案の理由

弊社は日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如にあると考えます。当社においても創業家出身者を除き各取締役の株式保有が少なく、取締役の経済的利益の大半は固定報酬としての基本報酬であり、一部業績の達成に紐づく報酬があるものの、譲渡制限付株式報酬の目的である株主との価値共有が不十分と考えます。取締役に当社の企業価値の持続的向上を図る経済的インセンティブを持たせ、株主と利益を一体化することで企業価値向上の成果を株主とともに享受することが必要です。

取締役と株主との価値共有を図るための効果的な株式報酬の目安は、固定報酬の3倍相当とされており、当社は譲渡制限付株式報酬制度を導入しているものの、第120期（2024年1月1日から2024年12月31日）において、当社の取締役（社外取締役を除く）に年額192百万円の固定報酬が支払われているのに対し、株式報酬はほぼ支払われておりません。譲渡制限付株式報酬は取締役の在任中に付与されなければ意味がありませんので、より短期間で一定規模の付与がなされる必要があります。

また、欧米においてはほぼすべての主要上場企業において、株主との価値共有に必要と考えられる一定量の株式について一定期間の継続保有要件を定める株式保有ガイドラインが採択されています。数年間の猶予期間を経て、トップマネジメントであれば基本報酬の3～5倍、社外取締役でも報酬の1倍とするケースが大半です。弊社は当社の取締役その他の経営陣にも、過去の常識にとらわれず、世界水準に劣らないオーナーシップのレベルを目指すこと、適切な開示を通じてそのコミットメントを示すことを提案し、株式保有ガイドラインを制定すべきと考えます。

3. 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案議案に反対いたします。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。また、報酬構成のバランスや報酬水準、中長期におけるインセンティブの付与等、企業価値向上の観点から最適な報酬制度の在り方については、過半数が独立社外取締役で構成されかつ独立社外取締役が議長を務める指名・報酬委員会における審議を踏まえ、議論を行っております。

当社は、株主の皆様との一層の価値共有を進め、中長期的な企業価値の持続的な向上を図ることを目的として、2018年6月28日開催の第113回定時株主総会の決議に基づき、社外取締役を除く取締役及び当社と委任契約を締結している執行役員を対象に、事後交付型の譲渡制限付株式報酬制度（年額150百万円以内、株式数の上限年27,000株以内）を導入しております。

この度、対象取締役等と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、事後交付型の譲渡制限付株式報酬を年額300百万円以内に引き上げるべく、第4号議案「当社取締役に対する事後交付型譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件」を上程しており、現状の報酬体系において株式報酬が最大額付与された場合、対象取締役等の報酬総額の約5割が株式報酬になる設計としております。

加えて、当社は2024年度より、グループ従業員を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これは、経営層のみならず、グループ全体でパーパスの実現及び企業価値向上に向けて一致団結し、株価に対する意識の向上及び株主の皆様との価値共有を一層進めることを目的としたものであります。

このように、当社はインセンティブ報酬制度として必要かつ十分なものを提案しております。

よって、当社取締役会は、本株主提案議案に反対いたします。

第8号議案

資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する定款変更の件

1. 議案の要領

以下の条項を当社の定款に追加で規定する。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(新設)	第7章 開示 (資本コストや株価を意識した経営に関する開示) 第38条 当社は上場会社である限り、東京証券取引所が2024年2月1日に公表した「投資者の視点を踏まえた『資本コストや株価を意識した経営』のポイントと事例」(以下、ポイントと事例)に基づく、取り組み・開示内容の妥当性を検証し、当該ポイントと事例の項目に従った取り組み内容をコーポレート・ガバナンス報告書及び当会社のウェブサイトを開示する。

2. 提案の理由

東京証券取引所は2023年3月31日に全上場会社を対象として「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」(以下、「東証要請」)を要請しました。さらに、その対応が形式面にとどまらず実効性の高いものとなるよう、2024年2月1日に「投資者の視点を踏まえた『資本コストや株価を意識した経営』のポイントと事例」(以下、「ポイントと事例」)に基づく対応を求めています。

当社は、東証要請に基づく開示状況は開示済となっており、新中期経営計画においてROE向上・資本コスト低減に向けた取り組みを開示している点については評価できます。しかしながら、乳業事業においては直近2年間にわたり大幅な赤字を計上しており、健康食品事業においても収益性が著しく低い水準にあります。当社は事業別ROICによる収益管理の徹底に取り組むと開示しているにもかかわらず、これらの事業について、資本コストを上回るための具体的な施策や事業ポートフォリオの見直しに関する踏み込んだ開示はほとんど行われていません。これは、「ポイントと事例」における、「4.経営資源の適切な配分を意識した抜本的な取り組み」への対応が十分とは言えず、実効性に重大な課題が残されていることを示しています。

また、当社が資本効率を改善しROEを向上するためには、利益成長だけではなく、バランスシートをベースとする資本効率の向上の施策が不可欠です。「ポイントと事例」の「3.バランスシートが効率的な状態になっているか点検する」では、事業運営や成長投資を進めていくにあたり、過剰な現預金を抱えていないかといった点についての点検が求められています。しかしながら、当社の新中期経営計画におけるキャッシュ・フロー・アロケーションでは資産縮減金額を50億円としています。ほぼ無借金で500億円以上の現金及び預金を保有する当社の財務状況を踏まえるとバランスシート効率化の観点からは、その規模は十分とは言えません。

当社がポイントと事例に基づく具体的な内容を開示することにより、株主が当社の重要な課題として認識している乳

業事業と健康食品事業の根本的な改善策を明示するとともに、バランスシートを効率化に対する懸念を払しょくすることが可能となります。これにより、中長期的な視点を持つ株主の期待に応えることができると考えます。

3. 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案議案に反対いたします。

本株主提案は、東京証券取引所が要請する「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関し、当社の定款に条文を新設することを求めるものですが、当社取締役会としては、当該事項は会社の根本規則である定款に定める事項として適切ではないと考えております。

当社は2025年2月13日に公表した中期経営計画（2025年度～2027年度）において、東京証券取引所が要請している「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関して、当社の市場価値や資本収益性に関する現状分析を示すとともに、「価値創造による利益創出を加速、ROE 6～8%の達成を目指す」ことを目標に掲げております。価値創造・価値向上案件の増加による売上成長及び利益向上を図るとともに、ROE目標の達成に向けて成長投資枠の活用と株主還元を機動的に実施してまいります。

また、当社グループの資本コストは4～6%と認識しており、今後も株式市場との建設的な対話を継続しながら、資本コストを上回る収益性の確保を通じた中長期的な企業価値向上及び株主共同の利益の最大化を目指してまいります。その一環として、2026年2月13日に開示いたしました『自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ』のとおり、2026年度において250億円（上限）の自己株式の取得を実施するとともに、対象取締役等に対する事後交付型の譲渡制限付株式報酬を年額300百万円以内に引き上げるべく、第4号議案「当社取締役に対する事後交付型譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定件」を上程しております。当社は中期経営計画期間中の各施策を実行することで、資本コストを上回る収益性の達成により、中長期的な企業価値向上及び株主共同の利益に資する経営を目指してまいります。

上記のとおり、当社グループは「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関して鋭意取組みを推進しております。一方で、経営環境や事業戦略の変化に応じて、内容や手法を柔軟に見直していくことが不可欠であり、会社の根本規則である定款に提案の内容を規定することで、それ自体が目的となってしまう、かえって経営の機動性や実効性を損なうおそれがあると考えております。

よって、当社取締役会は、本株主提案議案に反対いたします。

（ご参考）新中期経営計画<FY2025-2027>策定に関するお知らせ

<https://www.glico.com/jp/company/ir/library/plan/>

2025年12月期 通期決算説明会資料

<https://www.glico.com/jp/company/ir/library/presentation/>

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

<https://www.glico.com/jp/company/ir/release/>

以上

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善するなか、各種政策の効果もあり緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、物価上昇の継続、不安定な世界情勢、金融資本市場の変動等の影響による景気の下振れリスクには留意する必要がある、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中で、当社グループは、存在意義（パーパス）である「すこやかな毎日、ゆたかな人生」の実現のために価値創造を強化し、①健康価値の提供・お客様起点のバリューチェーンの構築、②注力領域への研究投資の集中、③海外事業の拡大に向けて取り組みました。

その結果、売上面では、食品原料事業で前年同期を下回ったものの、前年にチルド商品出荷停止の影響を大きく受けた乳業事業及び国内その他事業並びに海外事業等で前年同期を上回ったため、当連結会計年度の売上高は361,390百万円となり、前年同期（331,129百万円）に比べ9.1%の増収となりました。

利益面では、売上原価率は、主に乳業事業、海外事業における米国等で上昇したため、前年同期に比べ1.2ポイント上昇しました。販売費及び一般管理費は、運送費及び保管費、販売促進費等が増加しました。

その結果、営業利益は8,736百万円となり、前年同期（11,065百万円）に比べ2,329百万円の減益となりました。経常利益は営業利益段階での減益や為替差損等により、11,645百万円となり、前年同期（13,348百万円）に比べ1,702百万円の減益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は減損損失等により5,036百万円となり、前年同期（8,113百万円）に比べ3,076百万円の減益となりました。

セグメント別の概況は次頁以降に記載のとおりであります。なお、営業利益で調整している1,829百万円はセグメント別の概況には含めておりません。調整の内容は、セグメント間取引消去・その他調整額及び各報告セグメントに配分していない全社費用等であります。全社費用等は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

健康・食品事業



アーモンド効果、SUNAO、パピコ、
アイスの実、DONBURI亭

売上高

47,859百万円

前年同期比

2.5%増 ↑

営業利益

△1,513百万円

前年同期比

1,345百万円減 ↓

売上面では、“パピコ”“アイスの実”等が前年同期を下回りましたが、前年にチルド商品出荷停止の影響があった“アーモンド効果”等は前年同期を上回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は47,859百万円となり、前年同期（46,682百万円）に比べ2.5%の増収となりました。

利益面では、売上原価率の上昇等により、営業損失は1,513百万円となり、前年同期（営業損失167百万円）に比べ1,345百万円の減益となりました。

乳業事業



BifiXヨーグルト、ジャイアントコーン、
セブンティーンアイス、カフェオーレ

売上高

66,492百万円

前年同期比

18.6%増 ↑

営業利益

△7,145百万円

前年同期比

776百万円減 ↓

売上面では、“パナッパ”等が前年同期を下回りましたが、前年にチルド商品出荷停止の影響があった“プッチンプリン”“カフェオーレ”等は前年同期を上回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は66,492百万円となり、前年同期（56,077百万円）に比べ18.6%の増収となりました。

利益面では、売上原価率の上昇等により、営業損失は7,145百万円となり、前年同期（営業損失6,368百万円）に比べ776百万円の減益となりました。

栄養菓子事業

主要な
商品

ポッキー、ビスコ、プリッツ、カプリコ

売上高

65,950百万円

前年同期比

1.9%増 ↑

営業利益

4,376百万円

前年同期比

822百万円減 ↓

売上面では、“カプリコ”“神戸ローストショコラ”等は前年同期を下回りましたが、“プリッツ”や前年にチルド商品出荷停止の影響があった“とろ〜りクリームon”等は前年同期を上回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は65,950百万円となり、前年同期（64,737百万円）に比べ1.9%の増収となりました。

利益面では、売上原価率の上昇等により、営業利益は4,376百万円となり、前年同期（5,199百万円）に比べ822百万円の減益となりました。

食品原料事業

主要な
商品

小麦たん白、加工デンプン、ファインケミカル素材

売上高

13,172百万円

前年同期比

5.5%減 ↓

営業利益

2,256百万円

前年同期比

166百万円増 ↑

売上面では、「小麦たん白」「ファインケミカル素材」等が前年同期を下回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は13,172百万円となり、前年同期（13,934百万円）に比べ5.5%の減収となりました。

利益面では、売上原価率の低下等により、営業利益は2,256百万円となり、前年同期（2,090百万円）に比べ166百万円の増益となりました。

国内その他事業

主要な
事業

直営店舗事業、オフィスグリコ事業、
卸売販売事業、食料品等の製造・販売、
情報システムの保守・開発

売上高

77,212百万円

前年同期比

14.6%増



営業利益

698百万円

前年同期比

701百万円増



売上面では、前連結会計年度において株式会社 Greenspoon を連結子会社化したことによる売上高純増のほか、前年にチルド商品出荷停止の影響があったキリンビバレッジ株式会社の受託販売及び卸売販売子会社の売上高等が前年同期を上回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は77,212百万円となり、前年同期（67,381百万円）に比べ14.6%の増収となりました。

利益面では、増収に伴う売上総利益の増加等により、営業利益は698百万円となり、前年同期（営業損失2百万円）に比べ701百万円の増益となりました。

海外事業

主要な
商品

ポッキー、プリッツ、プジョイ

売上高

90,702百万円

前年同期比

10.2%増



営業利益

8,234百万円

前年同期比

153百万円減



売上面では、地域別において、中国等で前年同期を上回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は90,702百万円となり、前年同期（82,316百万円）に比べ10.2%の増収となりました。

利益面では、売上原価率の上昇等により、営業利益は8,234百万円となり、前年同期（8,388百万円）に比べ153百万円の減益となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度は総額101億円の設備投資を行いました。セグメント別の投資額は、健康・食品事業が7億円、乳業事業が31億円、栄養菓子事業が12億円、食品原料事業が2億円、国内その他事業が9億円、海外事業が37億円であり、主な内容は、自動販売機の新設及び更新、中国の生産設備、岐阜工場の生産設備等であります。

③資金調達の状況

運転資金につきましては内部資金の活用または金融機関からの借入により資金調達しております。設備投資資金等の中長期的な資金は、内部資金の活用等により資金調達しております。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

項 目		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	303,921	332,590	331,129	361,390
経常利益	(百万円)	13,646	21,285	13,348	11,645
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	8,099	14,133	8,113	5,036
1株当たり当期純利益	(円)	126.59	222.25	127.53	79.12
総資産	(百万円)	369,056	395,743	377,771	394,129
純資産	(百万円)	244,760	263,116	272,598	278,532

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	所在地	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社	大阪市 西淀川区	100百万円	100.0%	菓子、食料品、乳製品等の製造販売
上海江崎格力高食品有限公司	中国 上海市	605百万円	100.0%	菓子等の製造販売
Glico Asia Pacific Pte. Ltd.	シンガポール	330百万ドル	100.0%	ASEAN各拠点の事業統括等
Glico North America Holdings, Inc.	米国	53百万ドル	100.0%	米国持株会社

（４）対処すべき課題

昨今、企業を取り巻く経営環境は、不安定な国際情勢、エネルギー・原材料価格の高騰、急激な為替変動、デジタル・AI活用の加速度的拡大、気候変動など不確実性が増しております。その他にも、世界的な社会的要請への対応、脱炭素・脱プラスチックなど地球環境・将来世代に負の財産を残さない企業活動など、企業が取り組むべき課題も多様化しております。

このような経営環境の中で、お客様や生活者との接点強化による「おいしさ与健康」の価値提供、並びに中国・東南アジア・北米における事業成長は、当社グループにとっての事業拡大・強化の機会と捉えております。今後も国内外における経済状況や業界・市場動向などの変化、持続可能な企業活動の要請に柔軟に対応しながら、企業価値の向上に努めてまいります。

当社グループは、企業の存在意義（パーパス）を「すこやかな毎日、ゆたかな人生」と定めております。この言葉には、生活者の皆様がそれぞれの「すこやかな毎日」を送り、その日々の積み重ねによって「ゆたかな人生」を実現できるよう、事業を通じて貢献していくのだという当社の強い意志を込めています。また、ありたい会社の姿（ビジョン）を、「Glicoグループは人々の良質なくらしのため、高品質な素材を創意工夫することにより、「おいしさ与健康」を価値として提供し続けます。」と定めております。

当社グループは、存在意義（パーパス）・ありたい会社の姿（ビジョン）を実現するために、中期経営計画として、①事業戦略、②研究戦略、③人的資本戦略を定めるとともに、これらの戦略を実現するための基盤である、組織・人財の実行力の向上、デジタル・AI技術の事業変革への活用、持続可能な企業活動の推進により、対処すべき課題に対する具体的な事業活動を行ってまいります。

①事業戦略

お客様起点での価値創造を加速させるとともに、デジタル・AIを有効活用したビジネスモデルの進化に取り組みます。また、中国・東南アジアを中心とした既存進出国でのブランド成長、次なる成長基盤として北米での事業基盤構築強化、さらに新規成長国への進出機会を探索し、参入に取り組みます。

②研究戦略

重点５領域における研究を起点とする価値創造を加速させ、パーパスの実現を通じた社会への貢献、事業活動の成長を牽引します。その実現に向けて、研究ポートフォリオの再構築、オープンイノベーションを通じた技術力の強化、AI・デジタル技術を活用した開発効率の向上により、研究部門全体での推進力強化に取り組みます。

③人的資本戦略

様々な個性を持つ人財が、多様性を認識して包摂しながら適材適所で活躍し、内発的動機を成果につなげることで、当社グループの持続的成長を支える組織文化の形成に取り組みます。また、戦略の実行に必要な人財を、能力開発及び外部採用により獲得することで、価値創造を加速させます。

今後とも、株主の皆様の変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

セグメント	主な事業内容
健康・食品事業	健康関連商品、レトルト食品、アイスクリーム等の製造販売
乳業事業	乳製品、洋生菓子、アイスクリーム等の製造販売
米養菓子事業	チョコレート、ビスケット等の製造販売
食品原料事業	小麦たん白、加工デンプン、着色料やファインケミカル素材等の製造販売
国内その他事業	直営店舗事業、オフィスグリコ事業、卸売販売事業、食料品等の製造・販売、情報システムの保守・開発
海外事業	海外におけるチョコレート、ビスケット、アイスクリーム等の製造販売

(6) 主要な事業所及び工場 (2025年12月31日現在)

- ①当社本社 大阪市西淀川区歌島四丁目6番5号
- ②当社主要拠点 大阪梅田オフィス（大阪市）
品川オフィス（東京都港区）
- ③当社支店 北海道東北エリア支店（仙台市）、首都圏エリア支店（東京都港区）、関東信越エリア支店（群馬県高崎市）、中部エリア支店（名古屋市）、近畿エリア支店（大阪市）、中四国エリア支店（広島市）、九州エリア支店（福岡市）
- ④主要な子会社の工場 グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 大阪工場（大阪市）、神戸工場（神戸市）

(7) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,588名	25名（増）

（注）上記の従業員のほか、当連結会計年度における臨時従業員の期中平均雇用人員は3,383名であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- ①発行可能株式総数 270,000,000株
②発行済株式の総数 68,468,569株
(注) 発行済株式の総数には自己株式が4,807,117株含まれております。
③株主数 31,561名
④単元株式数 100株
⑤大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,059	11.09
掬泉商事株式会社	4,131	6.49
大同生命保険株式会社	3,500	5.50
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	2,476	3.89
佐賀県農業協同組合	1,943	3.05
江崎グリコ共栄会	1,789	2.81
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,642	2.58
大日本印刷株式会社	1,621	2.55
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,540	2.42
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1	1,431	2.25

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式4,807,117株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
3. 持株比率は自己株式 (4,807,117株) を控除して計算しております。
4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) の所有株式のうち、2,992千株は投資信託、70千株は年金信託であります。
5. 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) の所有株式のうち、1,101千株は投資信託、74千株は年金信託であります。

6. 2025年3月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービス・カンパニーが2025年2月28日現在で以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
マサチューセッツ・ ファイナンシャル・サービス・ カンパニー	アメリカ合衆国02199、 マサチューセッツ州、ボストン、 ハンティントンアベニュー111	4,663	6.81

7. 2025年8月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ダルトン・インベストメンツ・インク及びその共同保有者であるニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド及びエヌエーブイエフ・セレクト・エルエルシーが2025年8月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ダルトン・インベストメンツ・イン ク	アメリカ合衆国ネバダ州89117、ラ スベガス市、ウエストサハラアベニ ュー9440 スイート215	6,219	9.08
ニッポン・アクティブ・バリュー・ ファンド	イギリス連合王国ロンドン市ジェーム スストリート46-48 4階	405	0.59
エヌエーブイエフ・セレクト・ エルエルシー	アメリカ合衆国デラウェア州ニューキ ャッスル・カウンティ、ウィルミント ン、リトルフォールドライブ251	405	0.59
合 計		7,030	10.27

⑥当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

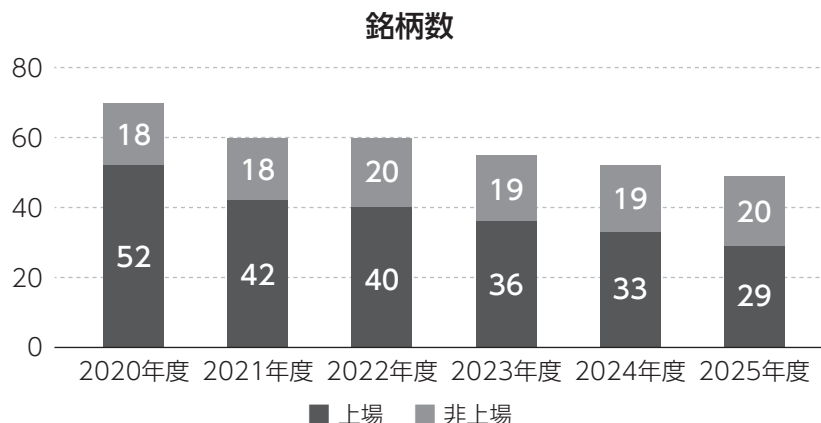
⑦その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(ご参考) 保有目的が純投資以外の目的である投資株式

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書に記載の政策保有株式に関する方針に則った取り組みにより、政策保有株式の縮減を実施しております。取締役会では毎年、中長期的な視点で個別に保有意義の確認と経済合理性の検証を行っております。2020年度期末時点に52銘柄の上場株式を保有していましたが、2025年度は9銘柄の上場株式の売却（うち5銘柄は一部売却）を実施し、2025年度期末時点の上場株式は29銘柄となっております。

2025年度期末時点における保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の連結貸借対照表計上額の合計は、294億円となり、連結純資産計上額2,785億円の10.6%となっております。



(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（2025年12月31日現在）

地 位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代 表 取 締 役 会 長		江 崎 勝 久
代 表 取 締 役 社 長		江 崎 悦 朗
取 締 役	研究フェロー、グリコ栄養食品株式会社 代表取締役	栗 木 隆
取 締 役	コーポレートガバナンス担当、グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 取締役	本 澤 豊
取 締 役	株式会社メディヴァ 代表取締役、株式会社シーズ・ワン 代表取締役、株式会社資生堂 社外取締役	大 石 佳 能 子
取 締 役	デフタ パートナーズ グループ会長、株式会社バックス・バイオイノベーション 取締役会長、アライアンス・フォーラム財団 会長・代表理事、ニッコー株式会社 社外取締役、香港中文大学医学部 名誉教授、大阪公立大学医学部 特別客員教授、香港理工大学工学部 名誉教授、大阪大学医学部 招聘教授、GLOBAL ESG LEADERSHIP ORGANIZATION 名誉会長	原 丈 人
取 締 役	北浜法律事務所・外国法共同事業 パートナー、株式会社千趣会 社外監査役、三ツ星ベルト株式会社 社外監査役	滝 口 広 子
取 締 役	株式会社F P G 社外取締役	武 藤 華 子
監 査 役（常勤）		吉 田 敏 明
監 査 役（常勤）	グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 監査役	大 貫 明
監 査 役	大同生命保険株式会社 顧問、学校法人関西学院 理事、株式会社KGVC 取締役副社長、学校法人日本女子大学 理事	工 藤 稔
監 査 役	公認会計士寺本悟事務所 代表、株式会社アースインフィニティ 社外取締役（監査等委員）	寺 本 悟
監 査 役	神戸大学 名誉教授、甲南大学 名誉教授、関西電力株式会社 社外取締役（監査委員）	内 藤 文 雄

- (注) 1. 取締役のうち、大石佳能子、原文丈人、滝口広子及び武藤華子の4氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、工藤稔、寺本悟及び内藤文雄の3氏は、社外監査役であります。
3. 取締役滝口広子氏は、弁護士の資格を有しております。
4. 監査役寺本悟氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識と見識を有するものであります。
5. 監査役内藤文雄氏は、大学教授として会計学に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知識と見識を有するものであります。
6. 当社は、大石佳能子、滝口広子、武藤華子、工藤稔、寺本悟及び内藤文雄の6氏を金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。
7. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①2025年3月25日開催の第120回定時株主総会終結の時をもって、取締役益田哲生及び加藤隆俊の両氏は任期満了により退任いたしました。
- ②2025年3月25日開催の第120回定時株主総会において、滝口広子及び武藤華子の両氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。

②取締役及び監査役の報酬等

■役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等としての賞与及び株式報酬で構成する。ただし、社外取締役には株式報酬は支給しない。

2) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例かつ固定の金銭報酬とし、役位、職責に応じて決定するものとする。

3) 賞与及び株式報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

・業務執行取締役の賞与

業務執行取締役の賞与は、金銭による業績連動報酬等とし、イ.前連結会計年度での連結営業利益の目標値に対する達成度、ロ.前連結会計年度の担当部門の業績、及びハ.業績目標達成に向けての業務執行取締役の行動の評価に応じて支給する。イ.の目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。賞与の支給時期は、毎年、一定の時期とする。

・社外取締役の賞与

社外取締役の賞与は、金銭による業績連動報酬等とし、前連結会計年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて支給する。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。賞与の支給時期は、業務執行取締役と同じ時期とする。

・株式報酬

株式報酬は、譲渡制限を付した株式を付与するものとし、付与の方法としては、対象となる業務執行取締役に、その役位、職責に応じて当社の業績を考慮しながら総合的に勘案して決定する額の金銭報酬債権を支給し、その支給を受けた業務執行取締役は、その金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受ける。なお、係る金銭報酬債権を支給する際の具体的な支給時期及び金額については、取締役会において決定する。

4) 基本報酬の額、賞与の額又は株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行取締役の種類別の報酬割合については、賞与のウエイトは社外取締役のそれよりも高まる構成とし、株式報酬を支給する場合のウエイトはその役位、職責に応じて当社の業績を考慮しながら総合的に勘案して決定する。

5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額並びに各取締役の担当事業の業績及び業績目標達成に向けての各取締役の行動の評価を踏まえた賞与の評価配分とする。なお、株式報酬は、取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議する。

■当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	308 (36)	243 (33)	64 (3)	－ (－)	10 (6)
監 査 役 (うち社外監査役)	68 (23)	62 (21)	5 (1)	－ (－)	5 (3)
合 計 (うち社外役員)	376 (60)	305 (55)	70 (5)	－ (－)	15 (9)

- (注) 1. 上表には、2025年3月25日開催の第120回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役2名を含んでおります。
当事業年度末現在の役員の員数は、取締役8名（うち社外取締役4名）及び監査役5名（うち社外監査役3名）であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当事業年度の業績連動報酬等の算定に用いた指標の目標値、実績値、及び選定の理由は下表のとおりであります。

選定指標	目標値	実績値	選定理由
連結営業利益 (前連結会計年度)	190億円	110億円	企業価値の持続的な向上に 対する意識を高めるため

金銭による業績連動報酬等の支給条件等については「■役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。

4. 当事業年度の非金銭報酬等の算定に用いた指標の目標値、実績値、及び選定の理由は下表のとおりであります。

選定指標	目標値	実績値	選定理由
連結売上高 (当連結会計年度)	3,700億円	3,613億円	企業価値の持続的な向上に 対する意識を高めるため
連結営業利益 (当連結会計年度)	180億円	87億円	

非金銭報酬等の内容は株式報酬であり、支給条件等については「■役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。

■取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議等に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2025年3月25日開催の第120回定時株主総会において年額395百万円以内（うち、社外取締役分年額40百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は4名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2018年6月28日開催の第113回定時株主総会において、株式報酬の額として年額150百万円以内、株式数の上限を年27,000株以内（社外取締役は付与対象外。当社と委任契約を締結している執行役員への報酬を含む）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名です。

監査役の金銭報酬の額は、2020年3月24日開催の第115回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、5名です。

■取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役会長 江崎勝久氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績及び業績目標達成に向けての各取締役の行動の評価を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の執行状況についての評価を行うには代表取締役会長が適していると判断したためであります。

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

④役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び連結子会社の取締役・監査役・執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害が填補されることとなります。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

⑤社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	当社との関係
社 外 取 締 役	大 石 佳能子	株式会社メディヴァ 代表取締役 株式会社シーズ・ワン 代表取締役 株式会社資生堂 社外取締役	記載すべき関係はありません。
社 外 取 締 役	原 丈 人	デフタ パートナース グループ会長 株式会社バックス・バイオイノベーション 取締役会長 アライアンス・フォーラム財団 会長・代表理事 ニッコー株式会社 社外取締役 香港中文大学医学部 栄誉教授 大阪公立大学医学部 特別客員教授 香港理工大学工学部 栄誉教授 大阪大学医学部 招聘教授 GLOBAL ESG LEADERSHIP ORGANIZATION 名誉会長	当社はデフタ パートナースがジェネラルパートナーもしくは無限責任組合員として運営するDEFTA Healthcare Technologies, L.P.に10百万ドル出資し、Coba 1 号投資事業有限責任組合に306百万円出資しております。またDEFTA Healthcare Technologies, L.P.及びCoba 1 号投資事業有限責任組合が出資する株式会社バックス・バイオイノベーションに300百万円を出資しております。その他の兼職先については、記載すべき関係はありません。
社 外 取 締 役	滝 口 広 子	北浜法律事務所・外国法共同事業 パートナー 株式会社千趣会 社外監査役 三ツ星ベルト株式会社 社外監査役	記載すべき関係はありません。
社 外 取 締 役	武 藤 華 子	株式会社 F P G 社外取締役	記載すべき関係はありません。
社 外 監 査 役	工 藤 稔	大同生命保険株式会社 顧問 学校法人関西学院 理事 株式会社KGVC 取締役副社長 学校法人日本女子大学 理事	大同生命保険株式会社は、当社の大株主であります。また、当社は大同生命保険株式会社の団体生命保険に加入しております。その他の兼職先については、記載すべき関係はありません。
社 外 監 査 役	寺 本 悟	公認会計士寺本悟事務所 代表 株式会社アースインフィニティ 社外取締役 (監査等委員)	記載すべき関係はありません。
社 外 監 査 役	内 藤 文 雄	神戸大学 名誉教授 甲南大学 名誉教授 関西電力株式会社 社外取締役 (監査委員)	記載すべき関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	大 石 佳能子	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席いたしました。企業経営の豊富な経験と幅広い見識を基に、当社取締役会への監督機能を果たしていただくことを期待しており、企業経営者として独立した立場から当社の経営に関する的確な助言をいただきました。
社 外 取 締 役	原 丈 人	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席いたしました。企業経営の豊富な経験や実績に基づく幅広い見識を基に、当社取締役会への監督機能を果たしていただくことを期待しており、企業経営者として当社の経営に関する的確な助言をいただきました。
社 外 取 締 役	滝 口 広 子	2025年3月25日就任以降、当事業年度開催の取締役会12回全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を基に、当社取締役会への監督機能を果たしていただくことを期待しており、法律の専門家として独立した立場から当社の経営に関する的確な助言をいただきました。
社 外 取 締 役	武 藤 華 子	2025年3月25日就任以降、当事業年度開催の取締役会12回全てに出席いたしました。企業経営の豊富な経験と幅広い見識を基に、当社取締役会への監督機能を果たしていただくことを期待しており、企業経営者として独立した立場から当社の経営に関する的確な助言をいただきました。
社 外 監 査 役	工 藤 稔	当事業年度開催の取締役会16回全てに、また、監査役会5回全てに出席いたしました。取締役会において、主に企業経営者としての経験や実績に基づく幅広い見地から当社の経営に関する的確な助言をいただきました。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社 外 監 査 役	寺 本 悟	当事業年度開催の取締役会16回全てに、また、監査役会5回全てに出席いたしました。取締役会において、主に公認会計士・税理士としての幅広い専門的見地から当社の経営に関する的確な助言をいただきました。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社 外 監 査 役	内 藤 文 雄	当事業年度開催の取締役会16回全てに、また、監査役会5回全てに出席いたしました。取締役会において、主に大学教授としての幅広い専門的見地から当社の経営に関する的確な助言をいただきました。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

79百万円

2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

79百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分することが困難なため、合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 重要な在外子会社につきましては当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難と認められる場合その他必要と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は、次のとおりであります。

①当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社及びグループ会社の業務執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある「内部統制システム」の構築と法令及び定款等の遵守体制の確立に努める。
- 2) 法令遵守、企業倫理を確立するための具体的な行動規範としてGlicoグループ「行動規範」を制定し、当社及びグループ会社の取締役はこれを遵守する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会の議事録、決裁資料、その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を文書又は電磁的媒体に記録し、法令等に従い適正に保存、管理する。

③当社及びグループ会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、当社及びグループ会社の業務執行に係る各種リスクの予防及び迅速かつ的確な対応を行うため、戦略的かつ全社的なリスクマネジメント体制を整備・運用する。まず、リスク対応に関する規程を制定のうえ、代表取締役社長の直下に「クライシスマネジメント委員会」を設置している。不測の事態が発生した場合には、直ちに対応策を協議して事態の収拾、解決にあたる。
- 2) 「グループ監査室」（「⑤」「4」）の項に定義する。）にて各部門における損失にかかわるリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を会長、社長、取締役会および監査役会に報告するほか、必要に応じて各部門の担当役員に報告する。

④当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社及びグループ会社は、職務権限及び意思決定に関する社内規程を定め、職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築する。
- 2) 取締役会を毎月1回開催するほか、執行役員制度を採用し、迅速な意思決定及び業務執行の充実を期する。

⑤当社及びグループ会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 法令遵守、企業倫理を確立するための具体的な行動規範としてGlicoグループ「行動規範」を制定し、当社及びグループ会社の使用人に適用する。
- 2) 「クライシスマネジメント委員会」のもと、当社及びグループ会社の使用人が利用可能な内部通報制度として「Glicoコンプライアンスホットライン」を設置し、法令等及び社内規程に対する違反等の未然防止及び早期発見のための体制を構築する。
- 3) 「クライシスマネジメント委員会」の中に「コンプライアンス部会」を設置し、職務の執行における重大な法令違反の発生を防止する体制を確立する。
- 4) 代表取締役会長直属の組織として内部監査専門部署である「グループ監査室」を設置し、当社及びグループ会社における内部統制の有効性及び妥当性を確認し、会長、社長、取締役会および監査役会に報告する。

⑥当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制

- 1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社に対し経営状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- 2) グループ会社における職務権限及び意思決定に関する基準を定め、グループ会社における職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築する。
- 3) グループ会社におけるコンプライアンスを推進するため、「コンプライアンス部会」が中心となり、法令・社内規程遵守の状況の把握、コンプライアンス研修等、必要な措置を講ずる体制を構築する。
- 4) 法令等及び社内規程に対する違反等の未然防止及び早期発見のため、グループ会社においても内部通報制度である「Glicoコンプライアンスホットライン」の利用を促進する。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- 1) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、若干名で構成される「監査役室」を置く。
- 2) 「監査役室」に所属する使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定等については、監査役会の事前の同意を得る。
- 3) 「監査役室」に所属する使用人は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととし、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

⑧当社及びグループ会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

- 1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社監査役から職務の執行に関し報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- 2) 当社は、当社及びグループ会社の取締役及び使用人が職務の執行に関し、重大な法令・定款違反、若しくは不正行為の事実、又は当社若しくはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに当社監査役に報告する体制を構築する。
- 3) 「グループ監査室」、「クライシスマネジメント委員会」等は、当社監査役に対して定期的に当社及びグループ会社における内部監査、内部通報の状況等を報告する。
- 4) 当社監査役へ報告を行った当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役の求めに応じ、必要な情報を提供し、各種会議への監査役の出席を確保する。
- 2) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務は、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

⑩反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

①コンプライアンスに対する取り組み

当社グループでは、具体的な行動基準として、グループ内の全ての取締役及び使用人が従うべきGlicoグループ「行動規範」を制定しております。また、当社グループの全ての取締役及び使用人が利用可能な内部通報制度として、「Glicoコンプライアンスホットライン」を設置し、法令等及び社内規程に対する違反等の未然防止及び早期発見を図っております。さらに、社長直轄の「クライシスマネジメント委員会」を構成する部会の一つであるコンプライアンス部会が中心となり、当社グループにおいて必要な社内規程を整備するとともに、法令・社内規程遵守の周知徹底と実践の励行及び必要な教育・研修を実施し、グループ全体でコンプライアンスを推進しております。

②リスクマネジメントに対する取り組み

以下の目的を実現するため、社長直轄の「クライシスマネジメント委員会」を設置し、グループのリスクマネジメントに繋がる事項に関する方針決定、クライシスへの対応、及びそれらに関する一切の事項を把握し審議のうえ施策の立案・実行を行っております。

- 1) グループにおけるリスクを把握するとともに、法令及び各種ルール等の遵守についてグループ内において周知徹底し、以て、リスクの顕在化によるクライシスの発生を未然に防ぎ、万が一発生した場合に生じる負の影響を最小限に抑えるための策を講じることに努める。
- 2) 発生したクライシスにつき、それによって生じる損害を含む負の影響を最小限に抑えるとともに、当該クライシスによる危機状態からの早期の脱出及び回復を図ることに努める。

また、グループのリスクマネジメントの効果的な実現のため、同委員会直下の下部組織として、「コンプライアンス部会」、「品質安全保証部会」、「情報セキュリティ部会」、「災害対策部会」の4つの部会を設け、活動を行っております。

さらに重大事案発生時には、同委員会とは別に緊急危機対策本部を設置することとしております。

③当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組み

グループ会社に対し、経営状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けているほか、主要なグループ会社において、当社の取締役や監査役が当該会社の役員を兼務し、重要な会議等に参加することで当社グループにおける業務の適正を確保しております。また、当社グループにおいて定める職務権限及び意思決定の基準に基づき、グループ会社における重要な職務執行の意思決定について、当社取締役会等でも承認を行う体制とすることにより、グループ会社の業務のさらなる適正化を図っております。

④監査役監査の実効性の確保のための取り組み

当社グループは、監査役に対し、当社グループの重要な会議への出席の機会を提供するほか取締役や使用人からの報告・聴取の機会を提供し、業務の執行状況全般にわたる監査役監査を実施することができる体制をとっております。また、当社グループでは、監査役と代表取締役、社外取締役、会計監査人及び「グループ監査室」が定期的に会合を開催し、相互の連携を図っております。

(7) 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、本中期経営計画期間（2025年度～2027年度）において連結配当性向45%以上を目安に安定した配当政策を実施することを基本方針としております。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の配当金につきましては、上記方針に基づき、中間配当金は1株当たり45円、期末配当金は1株当たり50円とし、年間配当金は1株当たり95円といたしました。

また、現時点では次期の1株当たりの年間配当金は95円を予定しております。

なお、当社は2026年2月13日付けで開示いたしましたとおり、株主還元の充実を図るとともに、経営環境の変化に対応し機動的な資本政策の遂行を可能とするため、2026年度において250億円（上限）の自己株式の取得を決議いたしました。

(8) 会社の支配に関する基本方針

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では、グループとして企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、長年にわたって築き上げられた企業ブランド及び商品ブランドにあります。そして、当社は、このようなブランド価値の根幹にあるのは、①商品開発力の維持、②研究開発力の維持、③食品の安全性の確保、④取引先との長期的な協力関係の維持、⑤企業の社会的責任を果たすことでの信頼の確保等であると考えております。当社の株式の大量買付

を行う者が、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2) 基本方針の実現のための取組み

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるための特別な取組みは以下のとおりです。

当社グループは、事業の効率性を重要な経営指標として認識し、グループ各社の連係の一層の強化、シナジー効果の追求、収益性の向上を図っております。また、当社グループは、中長期的な会社の経営戦略として、各部門ともに消費者の視点からの新製品や新技術の研究開発に積極的に取り組むとともに、流通構造の変化に対応した販売制度の実現や製造設備の合理化、さらに生産工場の統廃合を実施し、収益力の向上を図り、事業基盤の安定を目指しています。さらに、安全・安心という品質を維持するために、製造や輸送段階だけでなく資材調達時点でのチェック体制も強化し、消費者やお得意様に信頼される企業であり続けるように努めております。

当社は、中長期的視点に立ち、これらの取組みを遂行・実施していくことで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上してまいります。

3) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

基本方針の実現に資する特別な取組み（上記2）の取組み）について

上記2）記載の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 (2025年12月31日現在)	科 目	当連結会計年度 (2025年12月31日現在)
資産の部		負債の部	
流動資産	180,388	流動負債	95,252
現金及び預金	68,631	支払手形及び買掛金	44,268
受取手形及び売掛金	50,484	短期借入金	46
棚卸資産	50,917	未払費用	26,202
その他	10,512	未払法人税等	1,259
貸倒引当金	△157	返金負債	9,302
固定資産	213,741	役員賞与引当金	86
有形固定資産	105,280	システム障害対応費用引当金	355
建物及び構築物	40,144	製品回収関連費用引当金	1,030
機械装置及び運搬具	36,083	その他	12,700
工具器具備品	6,325	固定負債	20,344
土地	16,548	長期借入金	108
リース資産	2,206	退職給付に係る負債	1,279
建設仮勘定	3,972	繰延税金負債	12,659
無形固定資産	25,382	その他	6,296
ソフトウェア	22,943	負債合計	115,597
ソフトウェア仮勘定	673	純資産の部	
のれん	1,337	株主資本	229,646
その他	428	資本金	7,773
投資その他の資産	83,078	資本剰余金	7,230
投資有価証券	55,822	利益剰余金	228,245
長期貸付金	2,277	自己株式	△13,603
長期前払費用	322	その他の包括利益累計額	48,257
退職給付に係る資産	9,229	その他有価証券評価差額金	18,178
繰延税金資産	1,600	繰延ヘッジ損益	671
投資不動産	12,193	為替換算調整勘定	26,762
その他	1,678	退職給付に係る調整累計額	2,645
貸倒引当金	△45	非支配株主持分	627
資産合計	394,129	純資産合計	278,532
		負債純資産合計	394,129

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 (2025年1月1日から 2025年12月31日まで)	
売上高		361,390
売上原価		226,273
売上総利益		135,117
販売費及び一般管理費		126,380
営業利益		8,736
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,612	
持分法による投資利益	1,032	
受取ロイヤリティー	713	
不動産賃貸料	698	
補助金収入	723	
その他	512	5,291
営業外費用		
支払利息	118	
寄付金	509	
為替差損	823	
投資事業組合運用損	54	
固定資産廃棄損	134	
固定資産除却損	275	
休止固定資産減価償却費	64	
その他	403	2,382
経常利益		11,645
特別利益		
固定資産売却益	67	
投資有価証券売却益	1,842	
持分変動利益	148	2,058
特別損失		
減損損失	3,399	
投資有価証券評価損	330	
投資有価証券売却損	1	
事業構造改善費用	533	
製品回収関連費用	1,340	5,604
税金等調整前当期純利益		8,099
法人税、住民税及び事業税	3,083	
法人税等調整額	△69	3,013
当期純利益		5,085
非支配株主に帰属する当期純利益		48
親会社株主に帰属する当期純利益		5,036

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 (2025年12月31日現在)	科 目	当事業年度 (2025年12月31日現在)
資産の部		負債の部	
流動資産	81,815	流動負債	55,030
現金及び預金	5,921	買掛金	30,476
受取手形	405	未払金	3,172
売掛金	31,895	未払費用	14,262
商品及び製品	11,563	未払法人税等	215
仕掛品	743	預り金	869
原材料及び貯蔵品	21,873	返金負債	4,427
短期貸付金	1,722	役員賞与引当金	86
未収入金	5,533	システム障害対応費用引当金	355
その他	2,160	製品回収関連費用引当金	1,030
貸倒引当金	△4	その他	133
固定資産	203,851	固定負債	17,041
有形固定資産	62,395	退職給付引当金	50
建物	23,917	預り保証金	2,322
構築物	1,075	繰延税金負債	8,609
機械及び装置	16,490	その他	6,058
車両運搬具	86		
工具器具備品	4,050		
土地	15,040		
リース資産	437		
建設仮勘定	1,297		
無形固定資産	22,275	負債合計	72,071
ソフトウェア	21,647	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	527	株主資本	194,764
その他	101	資本金	7,773
投資その他の資産	119,180	資本剰余金	7,561
投資有価証券	45,226	資本準備金	7,413
関係会社株式	47,096	その他資本剰余金	147
出資金	1	利益剰余金	193,032
関係会社出資金	7,297	利益準備金	1,943
長期貸付金	423	その他利益剰余金	191,089
前払年金費用	5,763	固定資産圧縮積立金	5,957
投資不動産	12,193	オープンイノベーション促進税制積立金	524
その他	1,214	別途積立金	128,893
貸倒引当金	△36	繰越利益剰余金	55,712
資産合計	285,667	自己株式	△13,603
		評価・換算差額等	18,830
		その他有価証券評価差額金	18,159
		繰延ヘッジ損益	671
		純資産合計	213,595
		負債純資産合計	285,667

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当事業年度	
	(2025年1月1日から 2025年12月31日まで)	
売上高		204,016
売上原価		133,968
売上総利益		70,047
販売費及び一般管理費		74,334
営業損失		4,286
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,265	
不動産賃貸料	698	
その他	2,986	6,950
営業外費用		
支払利息	62	
為替差損	62	
投資事業組合運用損	54	
その他	751	931
経常利益		1,733
特別利益		
投資有価証券売却益	1,842	
関係会社貸倒引当金戻入益	42	1,884
特別損失		
減損損失	3,399	
投資有価証券評価損	330	
投資有価証券売却損	1	
関係会社株式評価損	445	
製品回収関連費用	1,340	5,517
税引前当期純損失		1,900
法人税、住民税及び事業税	△92	
法人税等調整額	△645	△738
当期純損失		1,162

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

江崎グリコ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 美 和 一 馬
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 飛 田 貴 史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、江崎グリコ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、江崎グリコ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

江崎グリコ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 美 和 一 馬
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 飛 田 貴 史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、江崎グリコ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第121期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みの内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月13日

江崎グリコ株式会社 監査役会

常勤監査役	吉田敏明	印
常勤監査役	大貫明	印
監査役	工藤稔	印
監査役	寺本悟	印
監査役	内藤文雄	印

(注) 監査役工藤稔、監査役寺本悟及び監査役内藤文雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図



.....▶ 駅からの道順



会場

大阪市北区梅田一丁目13番1号

大阪梅田ツインタワーズ・サウス 11階

梅田サウスホール



交通のご案内

阪急 「大阪梅田駅」より徒歩7分

阪神 「大阪梅田駅」より徒歩1分

大阪 「梅田駅」(御堂筋線)より
徒歩1分

メトロ 「西梅田駅」(四つ橋線)より
徒歩3分

「東梅田駅」(谷町線)より
徒歩2分

JR 「大阪駅」より徒歩3分
「北新地駅」より徒歩4分

江崎グリコ株式会社

<https://www.glico.com/jp/>

スマートフォンで読み取ると、
株主総会会場までのナビゲーションが
ご利用いただけます。

